

## 6. 申請方法

申請を希望する団体は、丸亀市秘書政策課へ次の書類を提出してください（メール可）。

- ①瀬戸内中讃定住自立圏 SDGs 推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④実施団体概要書（様式第4号）
- ⑤その他参考資料（企画書、チラシ等）

申請に先立ち、提案事業や対象経費等について、事前に下記のいずれかの窓口で事前協議をお願いします。

丸亀市秘書政策課	TEL 0877-24-8839	seisaku-t@city.marugame.lg.jp
善通寺市政策課	TEL 0877-63-6303	seisaku@city.zentsuji.lg.jp
琴平町企画防災課	TEL 0877-75-6711	kikaku@town.kotohira.lg.jp
多度津町政策観光課	TEL 0877-33-1116	seisaku@town.tadotsu.lg.jp
まんのう町企画政策課	TEL 0877-73-0106	kikaku@town.manno.lg.jp

## 7. 補助金交付の決定

交付申請書等を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を決定し通知します。

## 8. 実績報告

補助対象事業が完了したときは、丸亀市秘書政策課へ次の書類を提出してください。

- ①瀬戸内中讃定住自立圏 SDGs 推進事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ②事業報告書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第9号）
- ④支出した金額がわかる書類の写し

## 9. 補助交付の確定

実績報告書等を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し通知します。通知後に、瀬戸内中讃定住自立圏 SDGs 推進事業補助金請求書（様式第11号）を提出してください。請求書に基づいて補助金を交付します。

## 10. 手続きの流れ

①交付申請 → ②審査・交付決定 → ③事業開始 → ④事業終了 → ⑤実績報告  
→ ⑥交付額の確定 → ⑦請求書の提出 → ⑧補助金の交付 ※申請者にさせていただく手続きです。

## 11. その他

補助対象外事業のほか、事業計画の変更の際に必要な手続き、交付決定を取り消すケースなどについて、瀬戸内中讃定住自立圏 SDGs 推進事業補助金交付要領に定めていますので、内容を確認し遵守してください。

## 12. 問合せ先

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号  
丸亀市市長公室秘書政策課（庁舎4階）  
TEL 0877-24-8839 FAX 0877-24-8860  
E-mail:seisaku-t@city.marugame.lg.jp

ホームページにも掲載しています。  
申請書のデータもダウンロードできます。



※書類の提出、事前協議等は各市町の窓口（「6. 申請方法」参照）でも対応可能です。